

議案第 33 号

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市社会教育関係団体補助金の補助対象者及び終期の見直しに当たり、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱（令和2年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める社会教育関係団体のうち、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 大野市 PTA 連合会</u></p> <p><u>(2) 大野市子ども会育成連合会</u></p> <p><u>(3) 大野市壮年団体連絡協議会</u></p> <p><u>(4) 大野生活学校</u></p> <p><u>(5) 大野男女共同参画ネットワーク</u></p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める社会教育関係団体のうち、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 大野市連合ふわわ女性の会</u></p> <p><u>(2) 大野市 PTA 連合会</u></p> <p><u>(3) 大野市子ども会育成連合会</u></p> <p><u>(4) 大野市壮年団体連絡協議会</u></p> <p><u>(5) 大野生活学校</u></p> <p><u>(6) 大野男女共同参画ネットワーク</u></p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。